（一社）日本マリン事業協会支部開催イベントのガイドライン改定

（改定：令和５年４月２７日）

２０２３年5月８日
（一社）日本マリン事業協会

Ⅰ.主旨

本ガイドラインは、（一社）日本マリン事業協会の支部が主催する「地域ボートショー」と「ボートゲームフィッシング」等のイベント開催に関するガイドラインとする。

Ⅱ.地域ボートショー・BGF 等「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドラインの変更

１．地域ボートショー

出展社様への取り決め

(1)開催 7 日前からスタッフの体調管理を行い、体温が 37.5℃を
超える方はボートショーに参加させないでください。
(2)運営本部スタッフ、出展社スタッフは、マスク着用を推奨します。
＊実行委員会にて確認、感染率が高い場合は、注意喚起してください。
(3)運営本部ではマスクを用意いたします。
お客様のご希望に応じ提供いたします。
(4)運営本部では入退場口など会場内設置の消毒液を設置します。
出展各位におかれましても自社コーナーに消毒液設置のご協力をお願いします。
(5)乗船人数は定員の８０％で運営をお願いします。
(6)出展各位におかれましては“人と人との距離”を確保いただき
密集状態にならないよう配慮をお願いします。

来場者様への注意喚起事項

(1)平熱を超える発熱（おおむね 37.5 度以上）や咳、のどの痛みなどがある場合や、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合は来場をお控えください。
(2)ご来場時のマスク着用を推奨します。
＊マスク着用なしでも来場可
(3)会場内設置の消毒液などによる手指消毒のお願い。
(4)乗船人数や桟橋入場制限を行なう場合があります。

２．ボートゲームフィッシング

上記地域ボートショー対応を参考に運営をお願いします。

・受付、検量時スタッフは、マスク着用を推奨します。
・運営スタッフの体調管理を行い、体温が 37.5℃を超える方はボートショーに参加させないでください。
・発熱（おおむね 37.5 度以上）や咳、のどの痛みなどがある参加者は、参加できません。
・表彰式、パーティ等人と人が混み合うような場所では、参加者・運営スタッフのマスク着用を推奨します。

*参考資料

ガイドラインの考え方のポイント

令和５年４月２７日付け事務連絡で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事宛に、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について提示されました。以下の内容については、その中から抜粋した資料となります。

（１）事業者の自主的な取組への支援に関する所管団体への情報提供
（２）事業者の自主的な取組への支援のためのホームページのお知らせ
（３）所管団体からの問合せ・相談等への対応
（４）これまでに実施した新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供のお願い

上記詳細及び新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う　業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援については、下記ホームページをご参照ください。
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230427.pdf

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について

令和５年４月 27 日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の２第３項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和５年５月７日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月８日に同法の５類感染症に位置付けられることとなった。
このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和３年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和５年５月８日に廃止する。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について

１．現状

〇基本的感染対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針の中で、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施を、これまで個人や事業者に求めてきている。
〇また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、基本的対処方針等も踏まえ、これまでも個人に対する対策の見直しや、各業界において、業種別ガイドラインの策定・見直しがなされている。
〇業種別ガイドラインについては、合理的な内容に見直せるよう、内閣官房より、見直しのためのポイントを各業界に対して提示・周知している状況。これに基づき、現在は、各業界において、入場時の検温やパーティションの設置等の対応を行っている。

２．今後の方針

〇今般の感染症法上の位置付けの変更により、新型コロナの感染対策は５月８日から、
・現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
・今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」に大きく変わる。
〇基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、

以下の観点を踏まえた対応に転換する。

①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。 ②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

＜基本的感染対策に関する変更方針（ポイント）＞

	現在 ⇒	今後（５月８日以降）
新型コロナの感染対策の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等	・（基本的対処方針は廃止） ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知	・（業種別ガイドラインは廃止） ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

３．実施に当たっての考え方①

〇基本的感染対策について、今後は、政府として一律に対応を求めることはせず、政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

（１）基本的感染対策の見直し

政府は、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなど、以下の内容を示していく。その際には、専門家の提言（厚生労働省アドバイザリーボードに示された「感染防止の５つの基本」など）や、その時点までに得られた知見も紹介し、参考にしていただく。

基本的感染対策	今後の考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨（2/10 政府対策本部決定参照）
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

（２）個人や事業者が実施する場合の考え方

〇（１）の見直しを踏まえ、個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必

要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討する。

３．実施に当たっての考え方②

〇事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。政府としては、一律に対応を求めることはせず、各事業者の判断に資する以下のものを示していく。

＜現在行われている対応（例）と今後の考え方等＞

対応（例）	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	政府として一律に求めることはしない対策の効果（左欄参照）、機器設置や維持経費など実施の手間･コスト等を踏まえた費用対効果､換気など他の感染対策との重複･代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	
アクリル板､ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

※感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されるが、業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない。